

一方で、既存の知の枠組みとは異質な発見・発明こそが飛躍知につながるものであり、革新性を育む姿勢が重要である。

第2期基本計画においては、基礎研究全体について重点4分野が優先されるとの誤解が生じたとの指摘があり、上記の考え方について理解の徹底を図る。

また、特に大きな資源の投入を必要とする科学研究プロジェクト（ビッグサイエンス）については、厳格な評価を行った上で研究者の発意を基に、国としてもプロジェクト間の優先度を含めた判断を行い、科学技術の限界突破により、人類の夢への挑戦と実現を目指して進めることが重要である。

② 政策課題対応型研究における重点化

政策課題対応型の研究に関して、現在の4分野（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料）を重点化対象とすることについては、

- (i) 最新のデルファイ調査（2千人以上の専門家を対象）によれば、3つの基本理念への寄与度（科学技術面、経済面、社会面）が総合的に見て大きい分野であることが示されたこと
- (ii) 国民の意識調査から見て期待や関心の高い分野であること
- (iii) 各国の科学技術戦略の趨勢を踏まえたものであること
- (iv) 戦略の継続性、研究現場への定着等実際的な観点からも適切であること

など、多様な視点から概ね妥当と評価しうる。

ただし、現在の戦略的重点化は、科学的・技術的分野として4分野へ優先的に資源配分することが主な手段であり、重点4分野の中では、「分野別推進戦略」の下、網羅的・包括的に研究課題が推進されている。研究開発投資の効果を一層向上させ質の高い科学技術を実現するためには、分野内の研究推進の選択・集中を行う戦略性を強化する必要がある。また、現在の投資戦略については、重点分野に属さないことをもって、十分な評価なく低い優先度が与えられているのではないかとの指摘もある。

このため、第3期基本計画では、重点4分野の中でも更に領域を絞り込み、投資効果を一層向上させる方策を確立する。まず、各分野内において、6つの政策目標を実現するために必要とされ、その効果的・効率的達成のために重要な課題を科学技術投資の対象とする。6つの政策目標は分野横断的に、かつ政府全体の研究開発を網羅するものとして設定されており、こうした政策目標実現の観点からの重点化の必要性は重点4分野に限定されるものではない。

総合科学技術会議は、こうした目標実現の観点からの評価に加え、将来的な波及効果の予測（デルファイ調査）、国際的なベンチマーキング、技術マップ・ロードマップ等の可能な限り客観的データ及び効果的な官民の役割分担を踏まえつつ、重要研究領域を設定し、新たな「分野別推進戦略」を策定する。これは、上記以外のエネルギー等の科学技術分野においても、同様に絞り込みの戦略として策定されるべきものである。

なお、重点4分野に該当する科学技術であるとしても、十分な精査なくして資源の重点配分はないのと同様に、重点4分野以外の分野での科学技術であっても精査がないままに科学技術投資の戦略的配分の対象から除外することは適切ではない。

新たな「分野別推進戦略」の策定に当たっては、最新の科学技術的知見を絶えず取り入れ、関係府省や研究機関のネットワーク・連携を実際に動かす基盤となる「活きた戦略」を実現し、毎年度の科学技術関係予算の重点化に反映させる。このため、総合科学技術会議による資源配分方針立案に向けた最新知見の吸収、概算要求前の資源配分方針の提示、概算要求に対する優先順位付けの実施、次年度の投資戦略立案に向けた準備といった年間の政策サイクルを確立する。

こうした年間の政策サイクルを通じて運用される新たな「分野別推進戦略」により、様々な研究開発課題がどのような政策目標達成に向けて実施されているのかが説明されるとともに、各分野別の戦略的な投資がその実現に寄与することとなる。なお、政策目標は分野横断的なものであり、複数の分野に属する科学技術が複合的に一つの政策目標に向けて実施されることもある。例えば、目標3「環境と経済の両立」においては、環境関連技術とエネルギー関連技術のより効率的かつ効果的な展開が、目標4「イノベーター日本」においては、情報通信技術、ナノテクノロジー・材料技術、製造技術等のより効率的かつ効果的な展開が、このような取組により実現される。

③ 第2期基本計画期間中に提起された課題への対応の検討 ～安全・安心と国の発展の基幹としての科学技術

第2期基本計画期間中に、内外の情勢変化を踏まえて提起された課題として、安全と安心に資する科学技術及び国の発展の基幹としての科学技術についての検討が必要である。

(i) 安全と安心

まず、近年国民の関心が高まっている「安全と安心」の問題に科学技術がどのように貢献すべきかの議論に資するべく、総合的な安全保障・危機管理の観点から、総合科学技術会議の「安全に資する科学技術推進プロジェクトチーム」が検討を行い、中間報告をまとめた（参考資料5）。この中間報告を受け、当専門調査会で検討した結果、次の考え方が妥当との結論となった。

第2期基本計画においても「安心・安全で質の高い生活のできる国」を3大理念の一つとして掲げていたが、第3期基本計画では安全面での社会・国民への科学技術の成果還元の視点を一層強める。つまり、第2期基本計画の理念を更に政策目標として具体化し（目標6「安全が誇りとなる国－世界一安全な国・日本を実現」）、具体的目標に向けた施策展開、評価の実施や府省連携の取組を強化する。今後はこうした考え方の下、上記プロジェクトチームにおける検討結果、例えば安全に資する科学技術の目標や推進の方針を第3期基本計画における施策推進に反映させる。

また、「安心感」の向上の観点からは、安全の確保に係る目標6の他に健康の確保

に係る目標5をはじめ、その他関係する政策目標と有機的に連携させるとともに、科学技術による国民の安心感の醸成への貢献について定期的にフォローしていくことが求められる。

(ii) 国の発展の基幹としての科学技術

文部科学省の科学技術・学術審議会では、長期的な国家戦略を持って取り組むべき国力を象徴する重要技術を推進すべきであるとし、次世代スーパーコンピューティング技術、宇宙輸送システムなどの技術を「国家基幹技術」として掲げている。また、日本経済団体連合会も将来の経済・社会の姿の実現に向けて、持続的発展の基盤となる不可欠な重要技術のイメージを様々な形で示したが、その中の一つとして、世界の科学技術の発展にリーダーシップを発揮できる国家の実現を目指した取組が必要と指摘している。さらに、内閣府としても我が国の産業にとってクリティカル・テクノロジーとは何かについて企業アンケート調査を実施している。

これらを見ると、国家にとって重要な技術を選定するに当たっての考え方、概念、及び具体的に選定される技術について多様な結果となっている。したがって、今後これらの諸技術について、概念の明確化の可能性、現行重点4分野とその他の4分野との関係、技術選定のための適切な手続き等について更に掘り下げた検討を行い、選択と集中を行っていく必要がある。

本課題の科学技術戦略全体に与える影響の大きさを考慮しつつ、引き続き、第3期基本計画の内容の最終的取りまとめに向けた作業の中で検討を行う。

3. 科学技術システム改革の推進 ～科学水準の向上とイノベーションを目指した様々な制度・仕組みの改革

科学技術活動は、有限な資源である資金、人材、基盤（知的基盤などソフトな基盤及び施設などハードな基盤）を総合的に活用して創造的研究活動を生み出すものである。さらに、その活動に加えて、科学技術関係人材の養成、科学技術振興に関する基盤の整備及び社会・国民への成果還元の仕事や産業や社会とのインターフェースまでを含めて、一つの社会的なシステム（＝科学技術システム）として捉えることが適切である。

こうした科学技術システムは、不確実性と有限な資源の下で世界最高水準の科学と最大限のイノベーションを生み出すように機能させていくことが肝要である。そこでは、資金、人材、基盤に関する政策を整合性、相互補完性にも留意して進める必要がある。

科学技術システムを構成する機関としては、基本的に市場経済システムの下で活動する民間企業に加え、政府、大学、国立試験研究機関、独立行政法人などの公的部門の役割が大きい。科学技術システムが最大限の効果を発揮するためには、公的部門を十分活性化しながら、官民双方に属する主体間の相互刺激、連携、協力などがバランスよく活発に行われることが重要であり、システム全体をとらえた施策、すなわち科学技術システム改革の推進が必要である。

このように、科学技術システムの改革は一貫性のある考え方で進める必要がある。すなわち、

- ・ 優れた努力には必ず報いるよう、研究者・研究機関への適切な動機付けを設定すること
- ・ 競争的研究環境を可能な限り醸成すること
- ・ 研究開発の不必要な重複を排除しつつ、主体間の連携を十分に促進することをシステム改革の基本的考え方として推進する。

（1）競争的研究環境整備のための資金配分

科学技術システムが創造的な成果を生み出すためには、競争的研究環境を実現する必要があるが、資金配分面において重要な役割を果たすのが競争的研究資金である。

第2期基本計画では、「資金配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金」を競争的研究資金とし、計画期間中におけるその倍増を目指した。また、間接経費の拡充や公募対象の拡大による競争的環境の促進、若手研究者の活性化に向けた制度整備、プログラムディレクター・プログラムオフィサー（PD・PO）による一元的管理・評価体制の整備、資金の効率的・弾力的運用、独立した配分機関体制の構築に向けた制度改革を実施することにより、制度効果の最大限の発揮を図った。

こうした政策努力により、第2期基本計画は競争的研究資金の拡充が進み、倍増には達しなかったものの、科学技術関係予算に占める同資金の割合は計画期間中8%から13.1%に上昇した。また、制度改革の進捗ともあいまって創造的な研究成果も得られつつある。他方、重点的な予算拡充を行う過程で政府内の幅広い部局で競争的研究資金の導入が進み、様々な性格の予算が競争的研究資金に含まれるようになった。

こうした実績を踏まえつつ、第3期基本計画においては、次のような総合的視点から競争的研究環境整備に向けた一層の施策展開を図る。

なお、科学技術資源の配分に際しては、個人に着目したものや機関に着目したものなど多様な配分チャンネルが考えられるが、我が国における科学技術予算の現状、各分野・領域の特性等を踏まえつつ、最も効果的・効率的な資源の配分方法が検討されるべきであろう。

① 競争的研究資金の拡充

研究環境の活性化・競争化という政策目的は、科学技術システム全体の見地からも依然極めて重要であり、拡充の成果を十分に検証しつつ、競争的研究資金については引き続き拡充を図る。

② 制度改革の推進

競争的研究資金制度に関する制度改革を引き続き推進し、制度面でも競争的研究環境の整備を更に進める。例えば、間接経費の拡充及びその効果的・効率的活用の促進、若手研究者向け制度の拡充や研究者のキャリアパスの再構築など若手研究者の活性化に向けた制度整備、また、PD・POの常勤化と専門家の積極的登用、公正で透明性の高い評価システムの確立等従来から目標として掲げている制度改革項目について着実な前進を図るとともに、創造的で質の高い提案が採択され、研究者に対して適切な研究の動機付けが設定されるよう審査体制を更に充実させる。また、研究開発の不合理的な重複や個人の適切なエフォート⁵(時間配分の在り方)を超えた過度の集中を避けるため、データベースの府省横断的な整備と活用を推進する。

③ 競争的資金と基盤的資金の適切なバランスの実現

研究環境の競争化の効果が特に大きい科学研究費補助金については、間接経費の拡充、審査体制の充実・強化等制度改革とあわせ、第3期基本計画において特にその拡充を図る。その際、国立大学法人への運営費交付金などの経費と一体として研究環境の競争化を図ることが適切である。すなわち、大学での研究活動を支える、(イ) 科学研究費補助金などの競争的な資金と、(ロ) 運営費交付金などの基盤的な資金の適切なバランスとその実現方策について検討を行う。

研究関連の独立行政法人についても、特定の政策目的のために研究を実施していることを踏まえながら、競争的環境の整備の方策について検討を行う。

⁵ 研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分の割合。

(2) 科学技術関係人材の育成・活躍の促進

「基本理念」でも述べたように、創造的人材の強化は第3期基本計画を貫く最重要課題でもある。科学技術システムを担う人材の創造性を高めるため、育成から活躍促進にわたる各段階、各側面を包含した多面的な施策を展開する。人材育成の影響の大きさに鑑み、総合科学技術会議がこれら施策の計画・実施・検証のサイクルを主導的に推進する。

これまでも総合科学技術会議の意見具申（「科学技術関係人材の育成と活用について」（平成16年7月））を始めとして様々な場・機関による検討により課題が抽出され、あるべき方策の方向が打ち出されてきている。今後施策としての具体化作業を行い、第3期基本計画に盛り込む。

【人材対策具体化の主要検討項目】（参考資料6）

- ① 次代を担う人材の裾野の拡大（初等中等教育の充実及び教員の資質向上等）
- ② 国際的に活躍する研究者・技術者の育成・確保・活躍促進（大学改革の推進、大学・大学院での教育の充実強化、広い視野を持つ人材や新興・融合分野における人材の育成等）
- ③ 若手研究者が能力発揮できる環境整備（テニュアトラック制度、若手研究者向け競争的資金の拡充等）
- ④ 女性研究者の育成・活躍促進、活躍できる環境の整備
- ⑤ 外国人研究者の受入れの促進や高年齢研究者の能力を活かすための機会拡大
- ⑥ 産業界のニーズにあった研究開発と事業化をリードする人材の育成・活躍促進
- ⑦ 科学技術活動を支える専門的人材（技術経営人材、ものづくり人材など）の育成・確保・活躍促進
- ⑧ インタープリタやコミュニケーター等科学技術の理解増進のための人材育成・確保・活躍促進
- ⑨ 多様なキャリアパスと産学官の壁を越えた流動化の促進

(3) その他の科学技術システム改革 ～施策の具体化の検討

広範な科学技術システムの各般にわたり、これまでの施策の進捗状況と評価を踏まえつつ、第3期基本計画に盛り込むべき施策を具体化する。

【施策具体化の主要検討項目】

- ① 評価システムの改革
 - ・ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日、内閣総理大臣決定）に示した評価システムの改革の方向（創造への挑戦を励まし成果を問う評価、世界水準の信頼できる評価、活用され変革を促す評価）の徹底

- ・ 効果的・効率的な評価システムの運営に必要な資源の確保と評価体制の整備（人材の育成・配置、調査・分析体制及びデータベースの整備等）
- ・ 評価対象（施策を対象とした評価等）、評価時期（追跡評価等）の更なる充実、政策目標を踏まえた評価の推進など、研究開発評価の一層の取組の強化

② 各セクターの改革

（大学）

- ・ 国立大学法人化の趣旨を踏まえ、柔軟かつ効率的な組織運営を行うための制度面及び運用面での改善
- ・ 法人化を受けて、教育と研究双方に適切な動機付けを働かせる経営改革
- ・ 世界最先端の研究教育拠点（COE）を構築するための選択と集中(先端融合領域における産学官連携による拠点形成も含む)
- ・ 幅広い教育・研究ニーズに応えるために国公立大学を通じて特色ある取組を促進

（公的研究機関）

- ・ 公的研究機関の果たすべき役割の再確認とともに大学及び民間企業との連携の強化
- ・ 政策目標の実現を始めとして、国として取り組むべき研究、人材育成、知識の集積・統合化などにおける独自の役割、指導力の発揮
- ・ 独立行政法人への一律的な支出上限設定の見直し

（民間企業）

- ・ 研究と教育の両面における大学及び公的研究機関との連携強化
- ・ 世界最高水準の研究開発投資額を付加価値創造につなげる効率性向上、選択と集中

③ 産学官連携の推進

- ・ 産学官ともに個人単位の連携から組織として連携価値を共有し高める組織的な連携への進化
- ・ 価値創造の源泉たる科学を社会ニーズに即応した技術革新に効果的につなげる知識・情報・人材の分厚い産学官連携ネットワークの形成
- ・ 先端的な融合領域において産学官の連携の下で、世界的な研究、人材育成を行う拠点の形成
- ・ 経済社会のニーズに応える人材育成を図るための密接な産学官協力関係の形成
- ・ 国立大学法人化・独立行政法人化の利点を最大限活かし連携を加速する現場での制度・運用の改善
- ・ 資金面、人材面、需要創出面など包括的なベンチャー成長支援策の強化

④ 地域科学技術の振興

- ・ 地域の経済活性化の中核となる産学官連携関係の形成
- ・ 中央のみならず、教育・研究・開発の現場に近い地方レベルの府省連携、自治

体との連携の強化

- ・ クラスター形成の中での地方大学の個性化
- ・ 地域における知識と人材の好循環メカニズムの形成

⑤ 科学技術基盤整備の推進

- ・ 世界最高水準の先端大型共用研究設備の整備と公平で効率的な共用促進体制の確立
- ・ 世界一流の人材育成等の観点から老朽化対策を中心とした大学、独立行政法人等における計画的・重点的な施設整備
- ・ 施設マネジメントの強化、既存資産の活用による効率的・効果的整備
- ・ 計量標準、評価計測手法等の知的基盤整備の着実な推進
- ・ 総合科学雑誌等の育成や電子ジャーナル化促進等情報発信力の強化
- ・ ものづくり人材の維持、確保、能力向上
- ・ 国際的な知の交流や社会との対話を推進する等、社会的な役割を果たすべく、自立した学協会活動の促進

⑥ 知的財産による知的創造サイクル(知的財産の創造・保護・活用)の推進

- ・ 大学等における知的財産(特許、ソフトウェア等)の創造・保護・活用の推進
- ・ 急速な技術革新が見られる分野の特性を踏まえた知的財産戦略の構築
- ・ 新たな知的財産の創造・活用による地域産業の活性化
- ・ 知的財産関連人材の戦略的育成・確保

4. 社会・国民に支持される科学技術

科学技術活動、科学技術システムは、社会・国民から独立して存在しているものではなく、社会・国民に対して成果を還元し、情報を発信するとともに、様々な期待や要請を受け止める相互作用の下にある。社会・国民に支持されて初めて科学技術の発展が可能になるといっても過言ではなく、1. (2) に前述したように、「社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術」は第3期基本計画を貫く姿勢である。

第2期基本計画の下でも科学技術に関する学習の振興、社会とのチャンネル構築、倫理と社会的責任の問題に関するルール作りなどの施策が展開されてきた。

一方、こうした施策展開にもかかわらず、若年層を中心として科学技術への国民の関心は低下している。国民の多くは、科学技術は生活・社会に対して貢献していると感じているにもかかわらず、科学者や技術者への親近感は依然として薄い。また、科学技術の急速な発展に伴い、不安を覚える国民も少なくない。ただし、科学技術政策の形成にもっと国民自身が参画すべきだと考えている国民は多い(参考資料1)。人間社会に生じている諸問題の克服の検討に当たって、人文・社会科学の役割も大きく、これからの科学技術の振興に当たっては、自然科学と人文・社会科学を合わせた総合的な取組が必要である。

第3期基本計画においては、国民の関心低下傾向に歯止めをかけるのはもちろんのこと、幅広く社会・国民に支持される科学技術の在り方を追求していくことが求められる。そのためには、総合科学技術会議、関係府省、日本学術会議、学協会等の科学者コミュニティ、各研究機関、個々の研究者など様々なレベル・主体がそれぞれの役割を担い、次の3つの柱に沿って施策推進を図る。

(1) 科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組

科学技術の急速な発展により、ヒトに関するクローン技術などの生命倫理問題、遺伝子組換え食品に対する不安、個人情報悪用の懸念など、科学技術は法や倫理を含む社会的な側面に大きな影響を与えるようになってきている。このため、社会に開かれたプロセスにより、国際的な動向も踏まえた上で、ルールが作られ、科学技術を担うものがこうしたルールにのっとって活動することが科学技術の社会的信頼を獲得するためには不可欠となっている。

こうしたルール形成は必ずしも円滑に行われるとは限らない。国民の間の価値観の対立が顕在化する場合もありうる。こうした総合的な判断を要する課題については、総合科学技術会議は関係府省との役割分担を踏まえつつ、先見性を持って基本ルール作りに関与していくことが必要である。さらに、日本学術会議も科学者コミュニティを代表する立場で、これに貢献する体制の構築が必要である。

(2) 科学技術政策に関する説明責任の強化

科学技術への国民の支持・理解を高める前提は、国民に対して説明責任を果たすことである。このためには、科学技術の成果の国民への還元を分かりやすく説明していくことが重要である。研究者のアウトリーチ活動の一層の強化や学協会の科学技術に関する情報発信・政策提言機能の拡充とともに、総合科学技術会議及び各府省における政策レベルでの説明責任の強化が第3期基本計画において求められる。

「基本理念」の項で掲げた具体的政策目標はこうした説明責任強化の基本であり、総合科学技術会議はこうした目標達成を継続的にフォローし、社会・国民に対して発信していく。

また、政策レベルでの説明責任の強化を図るために、以下のような政策を実施する。

- ① 研究成果の評価手法の改善とその結果を活用した情報発信
- ② 成果事例の定期的公表など府省・研究機関レベルでの広報体制の強化
- ③ 民間における研究開発を通じての成果還元も含めた政府研究開発投資の成果把握

(3) 国民の科学技術への主体的な参加の促進

科学技術への国民の理解と支持を高めるためには、科学技術から国民への働きかけのみならず、国民の方から科学技術に積極的に参加してもらうことも重要である。現に国民の中にも科学技術政策への参画が必要だと感じている人は多く、参画の方法についても、施策の基本方針の検討や個別の研究開発の計画時の意見募集や公聴会の開催など、様々な形態が上げられている。

学校教育や科学館・博物館活動など国民の科学技術への基礎的な理解と関心を高めるための施策を充実するとともに、第3期基本計画においては、国民の主体的参加を促すような施策を強化する。

まず、第3期基本計画策定過程で国民との対話を実施し、国民の声の吸収・反映に努めるとともに、計画策定後もその進捗状況の発信と国民の声のくみ上げに取り組む。また、各府省の研究開発プロジェクトにおいて、計画実施段階で国民の声を聴いて反映させるモデル事業を実施する。さらに、国民から生活者の視点で提案された科学技術に期待するテーマの実現に取り組む「公募プロジェクト」を実施し、国民と科学技術のコミュニケーションを活性化する。この他、科学技術ライターや高度の企画力を持つ学芸員等の科学技術コミュニケーターなど科学と社会の双方向コミュニケーションを促す人材の育成を推進する。

5. 国際的取組

経済活動や情報、人材などあらゆる面でのグローバル化が進行する中、科学技術活動をめぐる国際的環境にも大きな変化が見られる。すなわち、知をめぐる国際競争は厳しさを増し、先進諸国のみならず中国、韓国等アジア諸国からの追い上げを受ける状況にある。

他方、人口問題、環境問題、食料問題、エネルギー問題、資源問題など世界共通の課題は増加し、またアジア地域の新興・再興感染症や環境問題に典型的に見られるように、国際的視野に立たなければ日本にとっても問題解決にならない課題も多くなっている。さらに、科学技術の高度化は資金面・人材面で国際的な分担を不可避なものとするなど、国際協力の必要性はますます高まる状況にある。

第2期基本計画の下でも国際協力プロジェクトの推進、国際的な情報発信力の強化、外国人研究者を支援する国内環境の整備など各般にわたる国際的取組が展開されてきた。海外との研究者交流も受入れ・派遣とも徐々に増加している。

こうした個別の国際活動については引き続き着実に推進する必要があるが、第3期基本計画においては目標を明確化するとともに、国際的取組を全体として戦略的に進める体制を強化する。

(1) 明確な目標の設定

上述した国際情勢の変化に対応するため、国際協力プロジェクト等、第3期基本計画の国際的取組を次の3つの目標の達成のために実施する。

- ① 日本のイニシアティブによる国際共通的課題（環境、食料、平和協力等）の解決や国際的ルール形成に貢献する
- ② 科学技術力を活用して日本への国際的要請・期待に応え、我が国への信頼感を高める
- ③ 融合研究や多様性の強化により、世界に通用する人材を育むとともに、日本の科学技術力を強化する

こうした目標の達成が実現されているかどうかを定期的に評価し、施策への反映を図る。

(2) 戦略的国際活動の推進

上記の目標を実現するため、科学技術の国際活動を戦略的に推進する。具体的には、これまでの欧米諸国との協力・連携はいうまでもなく、地理的・自然環境的な近接性、経済関係の緊密化に鑑み、内外から日本に期待される役割を果たしていくため、アジア諸国との間で科学技術の連携を強化する。

このため、既存の政府間対話や学協会による交流を踏まえながら、アジア諸国との科学技術政策に係るハイレベルでの政策対話（アジア地域科学技術閣僚会議等）を実

施し、これを①アジアにおける多層的なネットワーク形成（政府、研究機関、学協会、研究者）、②我が国を含め共同で取り組むべき地域の共通課題の抽出、③新たな国際協力の苗床など様々な面で積極的に活用する。また、これらの国際活動を担う人材の育成にも努める。

（3）国際化施策の一層の推進

双方向の人材交流を強化するため、優秀な外国人研究者の受入れを促進する制度や環境の整備を一層進めるとともに、留学経験の強化や若手研究者の海外研究機会の確保と海外で優秀な実績を上げた研究者の登用を推進する。また、魅力ある世界的な研究拠点の形成を推進する。